

公費負担受給(開始・停止)の届出はされていますか



医療費助成事業の適用状況について、5月に確認の調査を実施します。

組合員や被扶養者(老人保健法適用者を除く。)が市区町村の医療費助成を受けることになったときや受けなくなったときは、共济組合(保険年金課医療係)へ公費負担受給(開始・停止)の届出をお願いします。

また、当該医療費助成事業の適用状況について、5月に確認の調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

共济組合では、組合員や被扶養者(老人保健法適用者を除く。)の受診時の自己負担額が2万5000円を超える場合には、診療報酬明細書(レセプト)に基づいて「一部負担金払戻金」、「家族療養費附加金」及び「家族訪問看護療養費附加金」(以下「一部負担金払戻金等」という。)として、その自己負担額の一部を払い戻しています。

しかし、組合員又は被扶養者が市区町村の条例等に基づいて医療費の助成を受けている場合には、受診時に自己負担がありませんので、一部負担金払戻金等の給付はできないことになっています。そこで、一部負担金払戻金等の適正

な給付を行うため、市区町村の医療費助成を受けることになったときや受けなくなったときは、公費負担受給(開始・停止)の届出をお願いします。

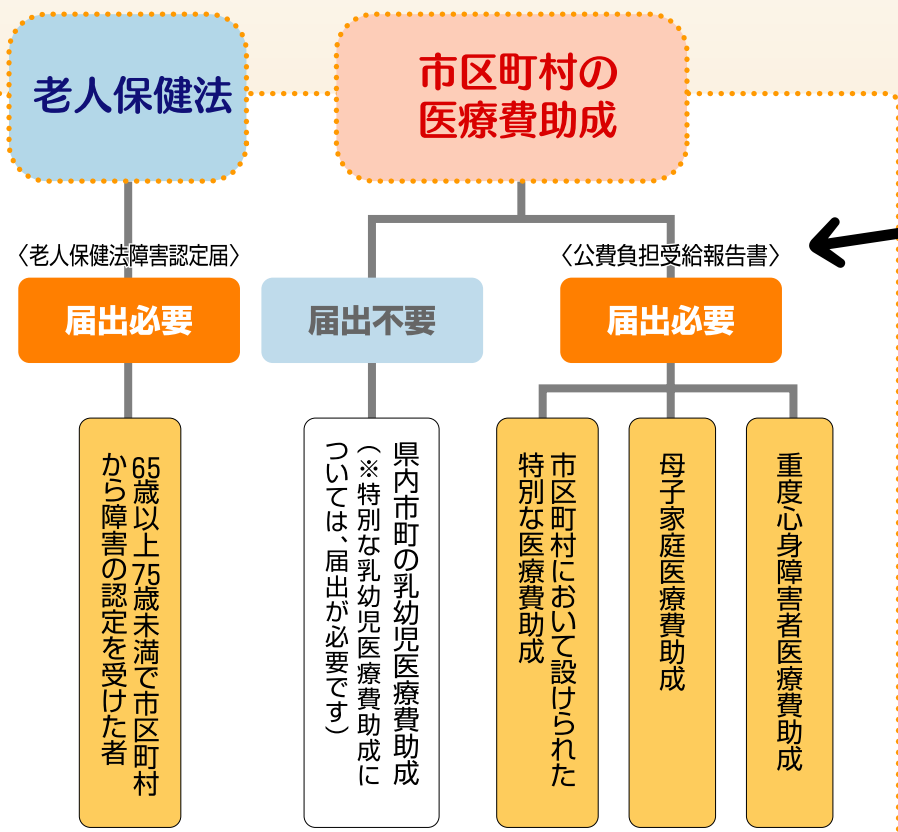
また、老人保健法適用者の医療費は、払戻しの対象ではありませんので、65歳以上75歳未満の組合員や被扶養者が、障害等のため老人保健法適用者となった場合も届出をお願いします。

【届出手続き】

所属所共济事務担当者を經由して、公費負担受給報告書を共济組合(保険年金課医療係)へ提出してください。

【注意事項】

医療費助成の適用を受けているにもかかわらず、一部負担金払戻金等が支給された場合、当該一部負担金払戻金等は返還していただくこととなりますので、届出を忘れないようにお願いします。



(問合わせ先)
保険年金課医療係
TEL089-945-6318